

業務委託特記仕様書

業務名：令和 7 年度土砂災害警戒区域等における避難計画のための基礎資料作成業務委託

1. 目 的

本市では生駒山麓の既成市街地の過半のエリアが土砂災害警戒区域に指定されており、大雨警報や土砂災害警戒情報の発表時には避難指示を発令し、この区域から指定避難所への避難、或いはこの区域内の建物内での垂直・水平避難など、住民に対して身の安全を確保する行動を求めている。さらに令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正・公布され、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、大雨時の住民の安全な避難行動を促進していくことがより一層重要になってきている。

本業務は、生駒山麓の土砂災害警戒区域の指定図書を参考に、地域情報（公共物、堅牢工作物等の有無）を加味し、区域内における相対的に安全な避難経路の選定や、自宅待機の安全性の評価などの、避難計画を検討するための基礎資料をまとめることを目的とする。

2. 業務対象区域

東大阪市山手町他 地内

3. 想定委託期間

契約日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日（金）までとする。

4. 実績および配置技術者

平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査にかかる業務について、会社として完了した実績があること。

また、本業務を遂行するにあたり、下記の資格を有する技術者を配置すること。

- ・管理技術者：技術士（建設部門）
- ・照査技術者：技術士（建設部門）及び空間情報総括監理技術者
※照査技術者は管理技術者とは異なる技術者とする
- ・管理技術者あるいは担当技術者は、土砂災害警戒区域等の指定にかかる基礎調査にかかる業務実績を有すること（技術者の種別は問わない）。

5. 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）の指定図書の整理

業務対象溪流において大阪府が作成した土石流にかかる土砂災害警戒区域等の指定図書を基に、溪流及び町丁目（必要に応じて街区）ごとに下記の数値を整理する。

- ① 土石流の流速及び高さの最大値（m）
- ② 土石流による建築物に作用すると想定される力の大きさの最大値（kN/m²）

- ③ 通常の建築物が、土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損害を生ずることなく耐えることができる（以下、本特記仕様書において「土石流の抑制効果を有する」と定義する。）力の大きさの最小値（ kN/m^2 ）

(2) 堅牢工作物の抽出

業務対象範囲において「土石流の抑制効果を有する」と見込まれる堅牢工作物（(1)①の数値より大きい擁壁および盛土構造物、2 階以上の非木造建築物、等）を抽出する。

※判断材料とする建築物の情報は発注者から提供。

(3) 相対的に安全な避難経路の抽出

上記(1)および(2)を基に「土石流の抑制効果を有する」建築物や構造物の標高が低い側にある道路から、1 つの町丁目における斜面を縫う（勾配方向を横切る）方向の幅員 4m 以上の道路を抽出する。なお、この道路に接道している建築物が昭和 55 年以前の建築（旧耐震基準）である場合は「土石流の抑制効果を有しない」とみなし、抽出対象から外す。また、道路周辺の急傾斜地の有無も考慮のうえ避難経路を抽出する。

※認定道路の幅員情報は発注者から提供。

(4) 相対的に安全な避難経路の設定

(3)で抽出した道路から外れる区間ができるだけ小さくなる、その町丁目から指定避難所までの経路を設定する。また、令和 5 年度に実施した石切地区と本業務において隣接する町丁目については過年度の成果品との整合性を図り、必要に応じて過年度成果品の時点修正を加えることとする。

(5) 指定避難所の安全性の評価

指定避難所が土砂災害警戒区域内に存在する場合、その指定避難所における下記の箇所について、土砂災害警戒区域内であるか否かを図面で明示する。各町丁目から指定避難所および敷地内の避難場所までの、相対的に安全な経路を設定する。

① 避難場所となる建物

② 敷地の入り口および避難場所となる建物までの経路

6. 協議・打合せ

業務遂行にあたり、下記の協議・打合せを実施する。なお、第 1 回および成果品納入時は、管理技術者および照査技術者が必ず出席すること。

- ・第 1 回打合せ
- ・中間打合せ（2 回）
- ・成果品の納入時の打合せ

また、打合せ回数については監督員との協議事項とし必要に応じて協議を実施すること。